

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、社会福祉法人香川県社会福祉事業団経理規程第72条の規定により公告する。

令和2年9月7日

社会福祉法人香川県社会福祉事業団 理事長 進 和彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

安全カメラ及び周辺機器 一式

(2) 購入物品の要求諸元

仕様書のとおり

(3) 納入場所

香川県ふじみ園（香川県丸亀市飯山町東坂元3667番地）

(4) 納入期限

令和2年10月30日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付)

令和2年9月7日から令和2年9月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵便番号762-0081

香川県丸亀市飯山町東坂元3667番地

社会福祉法人香川県社会福祉事業団 香川県ふじみ園 総務課

電話番号 0877-98-3125

FAX 0877-98-3126

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和2年9月11日午後5時までに3に示した場所等に対し文書で行うこと。

回答は、令和2年9月15日までに本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAXで送付する。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

令和2年9月29日 午前10時

香川県丸亀市飯山町東坂元3667番地

社会福祉法人香川県社会福祉事業団 香川県ふじみ園 会議室

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第152条の規定を準用し、規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和2年9月18日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を3に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有する者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (8) 本公告に示した調達物品に係る据付け及び調整の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8の(7)、(8)及び(9)の要件を満たすことを証明する

書類を令和2年9月18日午後3時までに、3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び次のいずれかに該当する場合における入札は、無効とする。

- (1) 入札者が連合して入札したと認められた場合
- (2) 入札に際し不正の行為があった場合
- (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合
- (4) 入札保証金の納付がない場合又は不足する場合
- (5) 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合
- (6) 入札書の金額を訂正した場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 入札に要する費用については、すべて当該入札参加者が負担するものとする。